

広島県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和五年二月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

令和四年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和四年五月三十一日提出の「おちとしゆき後援会」の令和三年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日	
おちとしゆき後援会	3 本年収入の内訳 寄附 5,500,000	3 本年収入の内訳 寄附 5,500,000	令和五年 一月十三日	
	5 寄附の内訳 5,500,000	5 寄附の内訳 個人分 1,800,000 団体分 3,700,000		
〔政治団体分〕 宮城県商工政治連盟 東京都商工政治連盟 岐阜県商工政治連盟	100,000 100,000 100,000	仙台市青葉区	令和五年 一月十三日	
		東京都国分寺市		
		岐阜県岐阜市		
		佐藤 敏治		福井県今立郡池田町
		石澤 義文		富山県高岡市
		岡山 金平		岐阜県中津川市
		込山 雄茂		岐阜県中津川市
		佐藤 浩		仙台市泉区
		込山 雄茂		東京都国分寺市
		込山 金平		岐阜県中津川市
		石澤 義文		富山県高岡市
		佐藤 敏治		福井県今立郡池田町
		松塚 幾善		奈良県宇陀市
早川 巖	大阪府八尾市			
志智 宜夫	兵庫県南あわじ市			
田村 正敏	岡山県津山市			
平田 圭司	江田島市			
笠 燧一郎	熊本県菊池市			
森 義久	鹿児島県鹿屋市			
米須 義明	沖縄県中頭郡北谷町			
後藤 準	埼玉県八潮町			
〔政治団体分〕	100,000			

